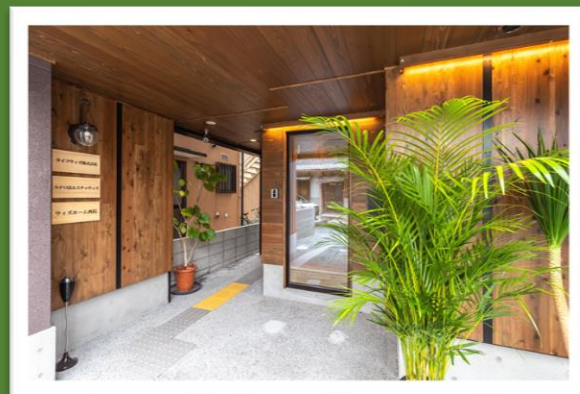
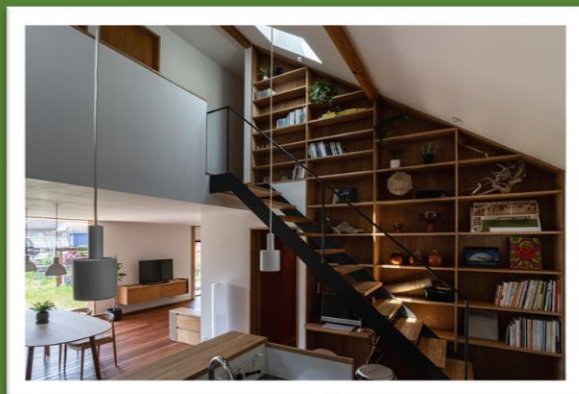
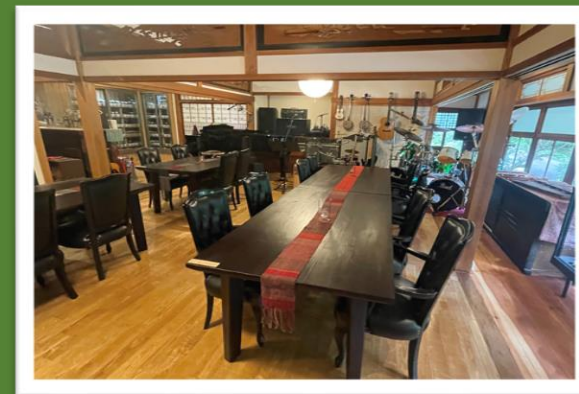
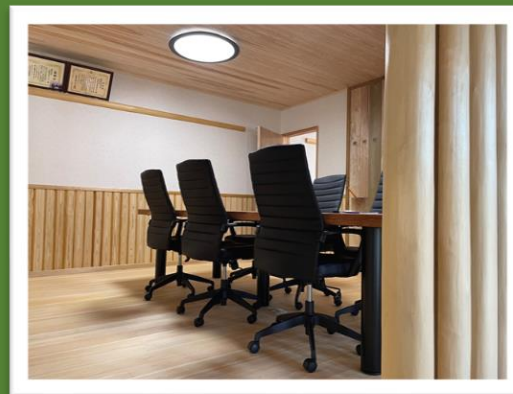


# ひろがる京の木整備事業（建物型）



# 説明内容

- 建物型の事業内容
- 各書類の注意事項
- お問い合わせ及び書類提出先

# 事業内容

# 事業内容 ①

## [内容]

**住宅タイプ**：住宅などの新築、増改築、修繕、内装工事において、京都府産木材を利用した建築物の木造化や木質化を支援

**非住宅タイプ**：商業施設や福祉施設などの**住宅以外の民間施設**において、京都府産木材を利用した木造化・木質化を支援

	住宅タイプ	非住宅タイプ
補助対象者	緑の工務店 特定事業者※	施主 (補助対象施設を整備する方)
補助対象建築物	住宅（府内・府外）	民間の住宅以外の建築物 (府内・府外)
補助対象経費	京都府産木材の購入費	

### ※特定事業者について

建設業法第3条第1項の規定による建設業許可を受けていない場合は、緑の工務店への登録ができないため、特定事業者の要件（実施要領第2（7））を満たしている必要があります。

# 事業内容②

## [補助率・補助額の上限]

補助対象木材等	木材・製品購入費の補助率	
	住宅タイプ	非住宅タイプ
京都の木証明書が発行された木材	10%以内 ※(上限額: 6万円/m <sup>3</sup> )	20%以内 ※(上限額: 60万円/m <sup>3</sup> )
ウッドマイレージCO <sub>2</sub> 京都の木認証書 が発行された木材	15%以内 ※(上限額: 9万円/m <sup>3</sup> )	30%以内 ※(上限額: 90万円/m <sup>3</sup> )
北山丸太製品・京銘竹製品	50%以内 (上限額: 4万円)	

1 申請当たりの補助額の上限  
1, 000万円

令和4年度に  
補助の加算(次頁)を追加

※1m<sup>3</sup>当たりの上限の適用を受ける場合

- ▶住宅タイプ: 1申請あたりの京都府産木材の購入単価が60万円/m<sup>3</sup>を超える場合
- ▶非住宅タイプ: 1申請あたりの京都府産木材の購入単価が300万円/m<sup>3</sup>を超える場合

# 事業内容 ③

## 【補助率（非住宅タイプ加算分）】

▶CLT等新技术を用いて府内産木材による木造化、木質化した場合、新技术に係る木材購入費の20%を補助額に加算

- ・ウッドマレージ CO<sub>2</sub>京都の木認証材：20%加算（30% → 50%）
- ・京都の木証明材：20%加算（20% → 40%）

▶CLT等新技术の対象となる木材

### ①CLT（直交集成板）

：日本農林規格等に関する法律第3条により制定された規格のうち、直交集成板として適用された木材

### ②耐火集成材

：耐火性能を持たせた集成材で、建築基準法第2条第1項第7号（耐火構造）及び第7の2号（準耐火構造）に基づく国土交通大臣からの認定を受けたもの

### ③大断面集成材

：日本農林規格等に関する法律第3条により制定された規格のうち、集成材として適用された木材で、大断面集成材と定義されるもの（短辺が15cm以上、断面積が300cm<sup>2</sup>以上の構造用集成材）

加算計算例)					
府内産木材購入費			補助率	{20%} 加算額	加算後補助額
CLT	5,000千円（証明材）	20%→	1,000千円	→ 1,000千円	2,000千円
その他	5,000千円（認証材）	30%→	1,500千円	加算なし	1,500千円
合計	10,000千円		2,500千円		3,500千円

# 事業内容④

## [対象建築物の要件] (建物型共通)

- ・ 仮設でない
- ・ 宗教活動や政治活動に用いるものでない
- ・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」で規定する店舗型性風俗特殊営業等に用いるものでない
- ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある者が所有、整備するものでない
- ・ 工事施工者がジョイントにより木造化・木質化工事を施工した施設  
※府内産木材を購入するために工事施工者が木材加工業者又は流通業者と連携を組むこと

## [補助の要件]

- ・ 補助対象木材等の購入費について他に補助金の交付を受けていないこと
- ・ 京都府産材の使用について普及・啓発の取組（例：のぼりの掲示等）を行うこと
- ・ 対象建築物の木造化・木質化に係る工事の施工者は、緑の工務店に登録されていること  
【非住宅タイプのみ】

# 事業内容⑤

## 【建築物に付属する工作物等の補助対象の考え方】（建物型共通）

補助対象 ……交付対象建築物に固定されるもの  
例) 建築物に固定される扉・テラス等

補助対象外 ……建築物に固定されていないもの、移動が可能なもの  
例) 可動式のテーブルや椅子等の家具類  
建築物から離れた柵、門扉等

## 【居住スペースと居住以外のスペースを含む建築物について】

（店舗兼住宅、事務所兼住宅等）

延べ床面積の過半を**居住スペース**とする建築物 → **住宅タイプ**

延べ床面積の過半を**居住スペース以外**とする建築物 → **非住宅タイプ**

### 【非住宅タイプの対象となる場合の注意】

延べ床面積の過半以上が居住以外に利用されることを示す資料（図面等）の添付が必要です。

※居住スペースの有無に関わらず、交付申請時に提出する図面には、間取りごとの用途の明示が必要です。



# 事業の流れ ①

## 【受付期間】 (建物型共通)

### 事業申込書

12月28日まで

2月1日から3月31日まで

### 交付申請書

4月1日から2月28日まで

## 【交付申請について】 (建物型共通)

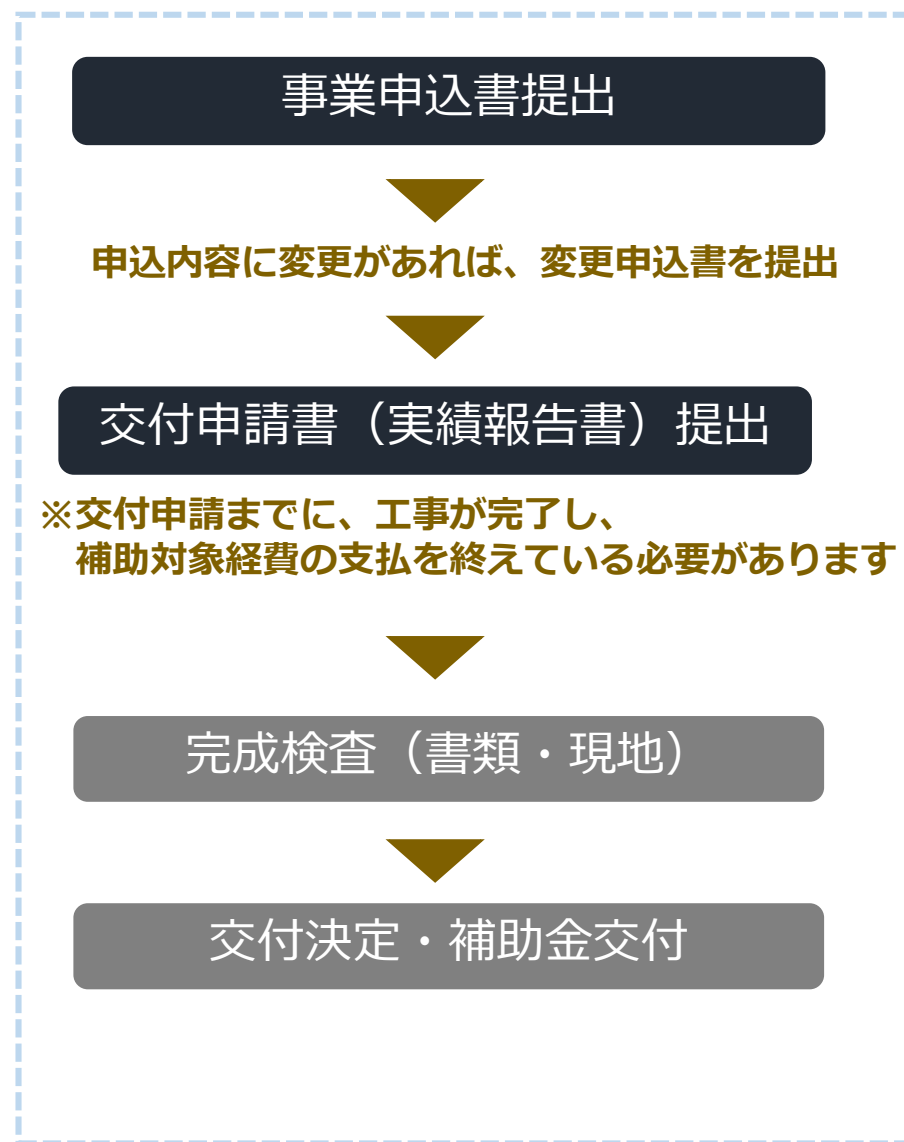
申込書の受付後2ヶ月以降から申請可能

### 住宅タイプ

- ・補助対象建築物の工事完了後1年以内

### 非住宅タイプ

- ・補助対象建築物の工事完了後1年以内
  - ・申込年度かその翌年度内
- 以上のどちらの条件にも合う期間内



# 提出書類

## 【添付書類】 (建物型共通)

### 事業申込書

- ・ ジョイント計画書 (※)
- ・ 施設の所在地を示した位置図

### 交付申請書

- ・ 事業実施報告書 (※)
- ・ ジョイント実績報告書 (※)
- ・ **京都の木証明書** (写し)  
**ウッドマイレージCO<sub>2</sub>京都の木認証書** (写し)
- ・ 施工状況及び普及啓発状況が分かる資料
- ・ 京都府産木材の納品書、明細書及び領収書の写し  
(使用した木材の種類ごとの金額が記載されたもの)

※は実施要領に定められた様式

### 住宅タイプは追加で提出

- ・ 北山丸太・京銘竹製品に関する確認書類  
(北山丸太・京銘竹製品を使用した場合のみ)
  - ・ 府内産木材等使用確認書 (※)
- ※以下は特定事業者が申請する場合に追加
- ・ 府税の納税証明書  
(府税の滞納のないことの証明)
  - ・ 誓約書 (※)

### 非住宅タイプは追加で提出

- ・ 申請しようとする施設の完成図面  
(京都府産木材を使用した箇所を明示したもの)
- ・ 府税の納税証明書  
(府税の滞納のないことの証明)
- ・ 誓約書 (※)

# 各書類の注意事項

# 各書類の注意事項①

## 【報告写真の撮影方法について】

(建物型共通内容)

完成後に隠れてしまう木材は、検査時に確認できませんので、必ず写真を撮影してください。

(注)  
89  
mm  
以上



(注) 部材毎に写真を撮影・提出してください

(注) 黒板等も入れて撮影

工事名	●●様邸新築工事
位置	●●市▲▼町◆番地
撮影月日	令和●年●月●日
管柱	
施工者	●●工務店

(注) 127mm以上

# 各書類の注意事項②

**(注)** 全体の様子がわかる“引き”の写真と“対象部材等  
がわかる寄り”の写真を組み合わせて撮影してください

**(注)**  
89  
mm  
以上



**(注)** 登り旗も見えるように  
撮影してください

**(注)** 127mm以上



# 各書類の注意事項③

## 【報告写真の提出方法について】

(建物型共通内容)

A4用紙にカラー印刷、もしくは貼付されたものを提出してください



# 各書類の注意事項④

## 【伝票について】（建物型共通内容）

交付申請書の添付書類として、『納品書、明細書及び領収書』の写しなど、**対象木材に係る支払いが確認できる書類**の提出が必要

### ○プレカット加工賃等について

プレカット加工賃等についての経費がかかる場合、**加工賃等を補助対象木材に含むことが可能**です。ただし、補助対象木材以外の木材も同時に加工する場合、材積で按分するなど、補助対象木材に係る加工賃の算出が必要です。

※現場での加工や塗装等は含むことができません

### ○値引きについて

値引きがある場合は補助対象木材に係る**値引き額を購入費から差し引く必要**があります。補助対象木材以外の木材や資材も含めて値引きされている場合は、値引率や経費で按分するなど、補助対象木材に係る値引きの額の算出が必要です。

また、複数の取引を一度に行い相殺する形で支払う場合、**取引の金額が確認できる書類**（例 内訳を記載した請求明細書や支払通知書等）を提出してください。書類をご準備いただけない場合は、**値引きとして振込額をもとに補助対象経費を算出**する必要があります。

# 各書類の注意事項⑤

## ○領収書について

- ・月締めの支払い等により、領収書の金額の一部に補助対象木材の購入費が含まれている等で、請求書と領収書の金額が一致しない場合は、**請求された内容が領収書に含まれていることが確認できるように**整理していただく必要があります。

(対応例)

領収書に請求内訳を記載する

補助対象木材の購入費は別途支払うことで請求書と領収書が一致するようにする  
等

- ・領収書が発行されない場合は、補助対象木材に係る支払の事実が確認できる資料が必要です。

(例) 木材納入業者の入金伝票、銀行等からの入金済み通知、通帳の写し 等

※申請者が補助対象経費を支払ったことが確認できる資料が必要です。

(住宅タイプ【緑の工務店等】と非住宅タイプ【施主】で申請者が異なるため注意)

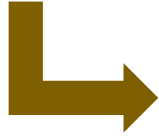


# 各書類の注意事項⑥

(参考)

値引きや加工賃等がかからない場合の領収書の内訳記載例

領収書		年月日
※※※※※※※※	御中	
※※※ ※※※	様	
下記のとおり領収いたしました		
	※※※※※※※※	
	担当： ※※※※※	
領収金額	※※※※※※	(税込み)
項目	金額	
●●月分	※※※※※	
内訳		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※	※※※※※	
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
合計		
摘要		



この場合は、対象物件以外の金額等を**黒塗り**して提出可能

対象物件に該当する請求番号の金額は記載  
(手書きも可)

請求書番号など、対象物件が含まれていることが分かるように内訳を記載  
(手書きも可)

お問い合わせ  
及び書類提出先

補助を受けようとする建築物の所在地によって窓口が異なりますのでご注意ください

窓口	窓口の所在地	所管区域（補助対象建築物の所在地）
京都府山城広域振興局 林業振興係 (☎0774-21-3450)	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、 木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府南丹広域振興局 林業振興係 (☎0771-22-1017)	〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都府中丹広域振興局 林業振興係 (☎0773-62-2586)	〒625-0036 舞鶴市字浜2020	福知山市、舞鶴市、綾部市
京都府丹後広域振興局 林業振興係 (☎0772-62-4306)	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
京都府京都林務事務所 林務課 (☎075-451-5724)	〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入 三丁町449	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
京都府農林水産部 林業振興課木材産業係 (☎075-414-5011)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町	京都府外